

六ヶ所再処理施設

再処理事業変更許可申請再補正に向けた本文記載方針について（案）

1. 再処理事業変更許可申請書の記載方針

再処理事業変更許可申請の再補正に当たっては、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書の構成等を参考とし、原則として以下のとおり、本文及び添付書類を再区分する。

- A. 事業許可基準規則及び解釈、審査基準（火災防護審査基準等）の要求事項の適合性は、本文に記載する。
- B. 本文の補足説明事項及びガイドの要求事項の適合性は、添付書類に記載する。
- C. 審査会合及びヒアリング等における指摘事項は添付書類に記載し、その基本的な事項は必要に応じ本文に記載する。

2. 設計基準対象施設

2-1 基本方針

- (1) 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載し、その構成は、原則として2-2のとおりとする。
- (2) 新規制基準要求以外の変更のうち、既許可の基本設計事項の変更に該当するものは本文に記載する。更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更に該当しない場合は、本文に記載しない。
- (3) 追加要求事項のない条文のうち、旧指針から表現等が変更になっている条文については、適宜、本文の記載を見直す。

2-2 本文四号「四 A. 再処理施設の位置、構造及び設備」の構成

- (1) 「ロ. 再処理施設の一般構造」は、以下に該当するものを記載する。
 - ① 事業許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。（必要に応じて、ガイドの要求事項の適合性も記載）
添付1-1および添付1-2参照
 - ② 評価に基づき設計を行う場合は、必要に応じて下記(a)～(c)について記載する。添付2参照
 - (a) 評価項目：評価内容が分かるよう、骨子となる評価項目を記載する。
 - (b) 評価条件：評価に基づく設計を行うにあたり、変更によって安全性に有意な影響が生じるような条件を記載する。
 - (c) 判断基準：安全性を担保する判断基準であって、評価項目毎に記載する。

- ③ 設計基準要求の条文の内、重大事故等もしくは重大事故等対処施設への適用も要求されているものは、設計基準要求と重大事故等もしくは重大事故等対処施設への要求への適合を区別して記載する。**添付 6 参照**
- (2) ①「ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備」～「チ. 放射線管理施設の設備」は、各施設の設計方針並びに構造及び設備を記載する。
②それ以外の施設の設計方針並びに構造及び設備は、「リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備」に記載する。
- (3) 以下の項は、設計基準対象施設のうち重大事故等対処施設として使用するものは、設計基準対象施設と重大事故等対処施設の用途及び目的が異なることが分かるように記載する。**添付 3 参照**
- a. ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備
 - b. ヘ. 計測制御系統施設の構造及び設備
 - c. ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
 - d. チ. 放射線管理施設の構造及び設備
 - e. リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備

2-3 本文四号「四 B. 再処理の方法」の扱い

「四 B. 再処理の方法」については、発電用原子炉の規則では同等の記載要求がなく、本来、再処理規則では「再処理の方法の概要」の記載を求められているため、記載程度を既許可と同等に再構成する。**添付 4 参照**

上記 2-1 から 2-3 の方針で整理した本文構成（案）を**添付 5**に示す。

2-4 本文八号「ロ 設計基準事故」の構成

検討中につき、別途説明する。

2-5 本文における「数量」と「1式」の扱い

- ・ 放射性物質を取扱う安全上重要な施設等の主要な設備及び機器、貯蔵能力に係る容量等については、原則として本文に数量を示す。（既許可と同様）
- ・ 数量が約束事項とならない設備（溢水防護設備、データ収集装置、消火設備、等）や複数の機器等で構成させる設備（補給水設備、等）は「1式」とする。なお、事業許可基準規則及び解釈の要求において、多重性や多様性を求めており、その適合性を記載する場合は「1式」は使用しない。

以 上

第 4 条の整理資料は作成中であるため、事業変更許可申請書と整理資料のひも付けは、実施していない。

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17 次補正時点)	再処理施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則及びその解釈	適合方針 (見直し案)
<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造</p> <p>再処理施設は、次の方針に基づき放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計を行う。</p> <p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (2)に基づき、既許可の基本設計事項の変更に該当しない記載については、右記の見直し案では削除する。(粉末状の放射性物質の取り扱いに関する記載の追加)</p> <p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載することから、規則レベルの記載に留め、不要な記載は右記の見直し案では削除する。</p> <p>(i) 放射性物質を内蔵する系統及び機器は、放射性物質が漏えいし難い構造とし、適切な腐食対策を講ずる設計とする。</p> <p>(ii) プルトニウムを含む溶液、粉末及び高レベル放射性液体廃棄物 (以下「高レベル廃液」という。)を内蔵する系統及び機器は、原則としてセル等に収納する設計とする。</p> <p>(iii) セル等は、液体状の放射性物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした放射性物質を安全に移送及び処理することができる設計とする。</p> <p>(iv) プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内蔵する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する構築物は、原則として常時負圧に保ち、それぞれの気</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設 (以下「セル等」という。)若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</p> <p>また、粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。</p> <p>旧申請書等の設計を維持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるための機能に係る再処理施設の設計の基本方針を以下のとおりとする。</p> <p>(i) 放射性物質を内包する系統及び機器は、溶接構造、異材継手、フランジ継手により接続することにより、放射性物質が漏えいし難い構造とする。また、腐食対策として、取り扱う放射性物質、化学薬品、圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しを確保する設計とする。</p> <p>(ii) プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル廃液を内包する系統及び機器は、分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知するとともに、化学的性状に応じた移送先に移送し処理できる設計とする。</p> <p>(iii) プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、運転切替えに伴う変動時を除き、常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セ</p>	<p><u>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</u></p> <p>第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p><u>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</u></p> <p>1 第 4 条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込める」とは、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込めること、又は漏えいした場合においても、セル等若しくは構築物内の区域に保持することをいう。</p> <p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載している。(本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)</p> <p>2 第 4 条の規定については以下の各号に掲げる措置を考慮すること。</p> <p>一 放射性物質を収納する系統及び機器は、放射性物質の漏えいを防止できる設計であること。また、使用する化学薬品等に対して適切な腐食対策が講じられていること。</p> <p>二 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器は、原則として、セル等に収納されること。また、セル等は、液体状の放射性物質が漏えいした場合に、その漏えいを感知し、漏えいの拡大を防止するとともに漏えいした放射性物質を安全に移送及び処理することができる設計であること。</p> <p>三 プルトニウムを含む溶液及び高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統、機器、セル等並びにこれらを収納する構築物は、以下に掲げる事項を満足する換気系統を有すること。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設 (以下「セル等」という。)若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</p> <p>放射性物質を限定された区域に閉じ込めるための機能に係る再処理施設の設計の基本方針を以下のとおりとする。</p> <p>(i) 放射性物質を内包する系統及び機器は、溶接構造、異材継手、フランジ継手により接続することにより、放射性物質が漏えいし難い構造とする。また、腐食対策として、取り扱う放射性物質、化学薬品、圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しを確保する設計とする。</p> <p>(ii) プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル廃液を内包する系統及び機器は、分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、化学的性状に応じた移送先に移送し処理できる設計とする。</p> <p>(iii) プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、</p>

第 4 条の整理資料は作成中であるため、事業変更許可申請書と整理資料のひも付けは、実施していない。

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17 次補正時点)	再処理施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則及びその解釈	適合方針 (見直し案)
<p>圧は、原則として、構築物、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。また、気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質が漏えいし難く、かつ、逆流し難い設計とし、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去できる設計とする。</p>	<p>ル等、系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに、洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、吸収塔及び吸着塔により、放射性物質を適切に除去した後、主排気筒から放出する設計とする。</p> <p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。</p>	<p>① 換気系統は、放射性物質の漏えいを防止できる設計であり、かつ逆流を防止できる設計であること。</p> <p>② プルトニウムを含む溶液及び高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統、機器、セル等並びにこれらを収納する構築物は、原則として、換気機能により常時負圧に保たれていること。また、それぞれの気圧は、原則として、構築物、セル等、系統及び機器の順に低くすること。</p> <p>③ 換気系統には、フィルタ、洗浄塔等の放射性物質を除去するための系統及び機器が適切に設けられていること。</p> <p>④ 上記 2 三③の「放射性物質を除去するための系統及び機器が適切に設けられている」とは、原則として、以下の各号に掲げる事項が満足されるよう、換気系統が設計されていることをいう。</p> <p>イ 運転時及び停止時においては、公衆の線量が合理的に達成できる限り低くなるように、放射性物質を含む気体中の放射性物質の濃度をフィルタ、洗浄塔等によって低減させた後、十分な拡散効果を有する排気筒から放出すること。</p> <p>ロ 放射性物質を含む気体が上記イの低減効果を持つ系統及び機器を経ずに環境中へ放出されないことがないよう、負圧維持、換気系統外への漏えい防止及び逆流防止の機能が確保されていること。ただし、核種によって、その放出に伴う公衆の線量が、合理的に達成できる限り低いと判断される場合においては、この限りではない。</p> <p>ハ 同様に放出による公衆の線量が合理的に達成できる限り低いと判断される場合においては、主排気筒のみならず、局所的な排気筒からの放出も許容される。</p> <p>ニ 設計基準事故時においても可能な限り上記ロの負圧維持、換気系統外への漏えい防止及び逆流防止の機能が確保されるよう設計されていること。</p> <p>ホ 設計基準事故時において、一部の換気系統の機能が損なわれても、再処理施設全体としては、換気系統の機能が維持され、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、十分な気体の閉じ込め機能が確保されていること。</p>	<p>系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに、洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、吸収塔及び吸着塔により、放射性物質を適切に除去した後、主排気筒から放出する設計とする。</p> <p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。</p>

本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載することから、規則レベルの記載に留め、添付書類六(1.4 章)と重複する内容に関する記載等は右記の見直し案では削除する。

(iv) プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器並びにウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器以外の放射性物質を内包する系統及び機器、セル等並び

本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載している。(本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)

第 4 条の整理資料は作成中であるため、事業変更許可申請書と整理資料のひも付けは、実施していない。

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17 次補正時点)	再処理施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則及びその解釈	適合方針 (見直し案)
<p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載することから、規則レベルの記載に留め、添付書類六(1.4 章)と重複する内容に関する記載等は右記の見直し案では削除する。</p>	<p>にこれらを収納する建屋は、負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに、洗浄塔、凝縮器、デミスタ及び高性能粒子フィルタにより、放射性物質を適切に除去した後、主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。</p> <p>(v) ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。</p>		

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	発電用原子炉の火災防護審査基準	適合方針 (見直し案)
<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(4) 火災及び爆発の防止に関する構造 再処理施設は、次の方針に基づき火災及び爆発の防止のための設計を行う。</p> <p>(i) 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(ii) 可燃性若しくは熱的に不安定な物質を使用するか又は生成する系統及び機器は、火災・爆発の発生を防止するため、着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策等適切な対策を講ずる設計とするとともに、適切な熱及び化学的制限値を設ける設計とする。</p> <p>(iii) 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報系統及び消火設備を設けるとともに、火災による影響の軽減のために適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p>(iv) 火災・爆発の発生を想定しても、閉じ込めの機能が適切に維持できる設計とする</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(4) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発防止</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止に係る設計方針</p> <p>(イ) 施設特有火災等の発生防止対策 施設特有火災等の発生を防止するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>1) 有機溶媒による火災の発生を防止するため、有機溶媒の漏えい防止、化学的制限値の設定、化学的制限管理（引火点以下での化学薬品の取扱い）、着火源排除…を講ずる設計とする。 …</p> <p>7) 分析試薬による火災及び爆発を防止するため、消防法に基づく貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とし、使用場所の制限を行う。</p> <p>(ロ) 一般火災の発生防止対策 一般火災の発生を防止するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>1) 発火性物質又は引火性物質の漏えいの防止及び拡大防止、耐火壁、隔壁及び隔離距離による配置上の考慮、換気、防爆設計、消防法に基づく貯蔵の対策の組合せにより…を講ずる設計とする。 …</p> <p>4) 電気設備は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより…影響を限定できる設計とする。</p>	<p>2.1 火災発生防止</p> <p>2.1.1 原子炉施設は火災の発生を防止するために以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。</p> <p>(1) 発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する 火災区域は、以下の事項を考慮した、火災の発生防止対策を講ずること。</p> <p>① 漏えいの防止、拡大防止 発火性物質又は引火性物質の漏えいの防止対策 拡大防止対策を講ずること。…</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(4) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発防止</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止に係る設計方針</p> <p>再処理施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び損傷の防止対策等を講ずる設計とする。</p>

本項目は「今後の記載方針（案）」の2-1 (1) および2-2 (1)①に基づき記載することから、規則レベルの記載に留め、添付書類六(1.5章)と重複する内容に関する記載等は右記の見直し案では削除する。

本項目は「今後の記載方針（案）」の2-1 (1) および2-2 (1)①に基づき記載している。（本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。）

安全審査整理資料案(第5条)より抜粋

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	発電用原子炉の火災防護審査基準	適合方針 (見直し案)
<p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載することから、規則レベルの記載に留め、添付書類六(1.5章)と重複する内容に関する記載等は右記の見直し案では削除する。</p>	<p>(ハ) 安全機能を有する施設における火災発生防止対策 安全上重要な施設は、可能な限り不燃性材料若しくは…</p> <p>1) 安全上重要な施設のうち、機器、ダクト、ケーブル、トレイ、電線管及び盤の筐体並びに…を使用する設計とする。 …</p> <p>4) グローブボックス、分析操作ボックス、分析セル及び壁の一部を視認性を有するパネルで構成するセルは、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、…を損なわない設計とする。</p> <p>(ニ) 自然現象による火災の発生防止対策 「外部からの衝撃による損傷の防止」で選定した、設計上考慮を必要とする自然現象のうち、風(台風)、竜巻及び森林火災については…を防止する設計とする。</p> <p>(上記の記載で約4p程度)</p>	<p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。…</p> <p>(1) 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体、及びこれらの支持構造物のうち、主要な構造材は不燃性材料を使用すること。…</p> <p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載している。 (本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)</p> <p>2.1.3 落雷、地震等の自然現象によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。</p> <p>(1) 落雷による火災の発生防止対策として、建屋等に避雷設備を設置すること。…</p>	<p>安全上重要な機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該安全上重要な施設における火災に起因して、他の安全上重要な施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>再処理施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。</p> <p>風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して再処理施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全審査整理資料案(第5条)より抜粋</p>

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	発電用原子炉の火災防護審査基準	適合方針 (見直し案)
<p>(4) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>再処理施設は、次の方針に基づき火災及び爆発の防止のための設計を行う。</p> <p>(i) 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(ii) 可燃性若しくは熱的に不安定な物質を使用するか又は生成する系統及び機器は、火災・爆発の発生を防止するため、着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策等適切な対策を講ずる設計とするとともに、適切な熱及び化学的制限値を設ける設計とする。</p> <p>(iii) 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報系統及び消火設備を設けるとともに、火災による影響の軽減のために適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p>(iv) 火災・爆発の発生を想定しても、閉じ込めの機能が適切に維持できる設計とする</p> <div data-bbox="59 1302 652 1543" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載することから、規則レベルの記載に留め、添付書類 六(1.5章)と重複する内容に関する記載等は右記の見直し案では削除する。</p> </div>	<p>(d) 火災及び爆発の影響軽減に係る設計方針</p> <p>(イ) 影響軽減に係る設計上の考慮</p> <p>再処理施設において火災により冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めに係る安全機能が損なわれない設計とし、以下の設計を講ずる。</p> <p>1) 火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火壁 (耐火シール、防火戸及び防火ダンパを含む) (以下「耐火壁」という。) によって他の区域と分離する。これに加えて、火災区域と他の火災区域の境界以外においても、多重化された安全上重要な施設の安全機能に対する火災の影響を軽減するために必要となる耐火壁については、3時間以上の耐火能力を有する設計とする。ただし、セルについては、構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し、火災発生時には防火ダンパを閉止することにより、火災の影響を軽減できる設計とする。</p> <p>2) 火災区域内に耐火壁又は離隔距離により分離された火災区画を設定する。</p> <p>3) 安全上重要な施設を屋外に設置する場合には、耐火壁による分離は行わないが、周囲からの延焼防止を考慮するために火災区域として設定する。</p> <p>4) 安全上重要な施設は、隔壁又は離隔距離を確保して配置することにより系統分離された他系統への延焼を防止する設計とする。また、多重化した安全上重要な施設のケーブルが収納されるケーブルトレイは、その火災態様を考慮し米国電気電子工学学会規格 I E E E 384-1992 に基づき離隔距離の確保又は隔壁等を設け、相互への延焼を防止する設計とする。これに加え、安全上重要な施設のケーブルが収納されるケーブルトレイ内に、安全上重要な施設以外のケーブルが混在することがないようにし、安全上重要な施設以外の機器からの火災の波及的影響により、安全上重要な施設の機能に悪影響を与えることのない設計とする。</p>	<p>2.3 火災の影響軽減</p> <p>2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。</p> <p>(1) 原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離すること。</p> <div data-bbox="1454 976 2107 1176" style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載している。 (本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)</p> </div>	<div data-bbox="2433 388 2878 430" style="border: 1px solid red; padding: 2px; text-align: center; font-size: small;"> <p>安全審査整理資料案(第5条)より抜粋</p> </div> <p>2.1.3 火災の影響軽減</p> <p>2.1.3.1 系統分離による影響軽減</p> <p>再処理施設の安重機能を有する機器等が設置される火災区域又は火災区画内の火災又は隣接する火災区域又は火災区画の火災による影響に対し、以下に記す火災の影響軽減のための対策を講じた設計とする。</p> <p>(1)火災区域の分離</p> <p>再処理施設の安重機能を有する機器等が設置される火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火壁 (耐火シール、防火戸及び防火ダンパを含む) (以下「耐火壁」という。) によって他の区域と分離する。</p> <p>これに加えて、火災区域と他の火災区域との境界以外においても、多重化された安全上重要な施設の安全機能に対する火災の影響を軽減する観点から必要となる耐火壁については、3時間以上の耐火能力を有する設計とする。</p> <p>ただし、セルについては、構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し、火災発生時には防火ダンパを閉止することにより、火災の影響を軽減できる設計とする。</p> <p>なお、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と接続するM O X燃料加工施設の貯蔵容器搬送用洞道の境界に設置する扉は、3時間以上の耐火能力を有することから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>洞道境界の扉は、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の撤去壁の撤去後に火災影響軽減設備として共用する。</p>

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	発電用原子炉の火災防護審査基準	適合方針 (見直し案)
<p>(記載なし)</p>	<p>(つづき)</p>	<p>(2) 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計であること。具体的には、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>a. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること。</p> <p>b. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。</p> <p>c. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離されており、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。</p> <p>(3) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離されていること。</p> <div data-bbox="1457 1598 2101 1787" style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1(1)および2-2(1)①に基づき記載している。 (本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)</p> </div>	<p>(2) 火災防護対象機器等の系統分離</p> <p>再処理施設においては「原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能」に該当する安全機能はないが、安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設は、地震、溢水、火災等の共通要因によって多重化している機能が同時に損なわれないことを要求されていること並びにその機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあることを踏まえ、安全機能の重要度に応じて機能を確保する観点から、安全上重要な施設の機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、その重要度に応じ、それらを設置する火災区域(区画)内の火災及び隣接する火災区域(区画)における火災による影響に対して、火災の影響を軽減するための対策を行う。</p> <p>(3) 放射性物質貯蔵等の機能に関わる火災区域の分離</p> <p>放射性物質貯蔵等の機能に関わる火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火壁(耐火シール、防火戸及び防火ダンパを含む)(以下「耐火壁」という。)によって他の区域と分離する。</p>

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	発電用原子炉の火災防護審査基準	適合方針 (見直し案)
<p>(記載なし)</p>	<p>(つづき)</p>	<p>(4) 換気設備は、他の火災区域の火、熱、又は煙が安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域に悪影響を及ぼさないように設計すること。また、フィルタの延焼を防護する対策を講じた設計であること。</p> <p>(5) 電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域及び中央制御室のような通常運転員が駐在する火災区域では、火災発生時の煙を排気できるように排煙設備を設置すること。なお、排気に伴い放射性物質の環境への放出を抑制する必要がある場合には、排気を停止できる設計であること。</p> <p>(6) 油タンクには排気ファン又はベント管を設け、屋外に排気できるように設計されていること。</p>	<p>(4) 換気設備に対する火災の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災の影響が及ばない設計とする。ただし、セルについては、構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し、火災発生時には防火ダンパを閉止することにより、火災の影響を軽減できる設計とする。また、換気設備の高性能粒子フィルタは難燃性のものを使用する設計とする。</p> <p>(5) 煙に対する火災の影響軽減対策 運転員が駐在する中央制御室及び使用済み燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。排煙設備は非管理区域である制御室等を対象としているため、放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。なお、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備を設置することにより、煙の発生を防止する設計としている。</p> <p>(6) 油タンクに対する火災の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まない有機溶媒等及び再処理施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。また、再処理施設のプロセスで使用する放射性物質を含む有機溶媒等のタンクは、塔槽類廃ガス処理設備に接続し、排気する設計とする。</p>

本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1(1)および2-2(1)①に基づき記載している。(本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	発電用原子炉の火災防護審査基準	適合方針 (見直し案)
<p>(記載なし)</p> <p>本項目は「今後の記載方針(案)」に記載の2-1(1)および2-2(1)②に基づき記載することから、骨子となる評価内容のみを記載し、添付書類六(1.5章)と重複する内容(評価の詳細等)に関する記載等は右記の見直し案では削除する。</p> <p>本項目は「今後の記載方針(案)」に記載の2-1(1)および2-2(1)②に基づき記載することから、骨子となる評価内容のみを記載し、添付書類六(1.5章)と重複する内容(評価対象設備)に関する記載等は右記の見直し案では削除する。</p>	<p>(ロ) 火災影響評価</p> <p>「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(平成25年6月19日 原規技発第13061914号 原子力規制委員会決定)を参考に、安全上重要な施設を対象に火災影響評価を実施し、火災源の設定として、火災区域における最も過酷な単一火災、又は地震を起因とする耐震Bクラス、Cクラス機器の損傷を起因とする火災源を想定する。火災源からの火災伝播評価を行うことにより、対象施設に対する火災、損傷温度を超えるブルーム、損傷熱流束を超える放射及び損傷温度を超える高温ガスの到達の有無を確認し、影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護設計を講ずる。</p> <p>火災影響評価対象設備は以下に示す設備のうち、安全上重要な施設とする。</p> <p>1) 「ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備」の「(2) 主要な設備及び機器の種類」の「(ii) 使用済燃料貯蔵設備」に示される「プール水浄化・冷却設備」及び「補給水設備」</p> <p>2) 「ニ. 再処理設備本体の構造及び設備」の「(2) 溶解施設」の「(ii) 主要な設備及び機器の種類」に示される「(a) 溶解設備」及び「(b) 清澄・計量設備」, 「(3) 分離施設」の「(ii) 主要な設備及び機器の種類」に示される「(a) 分離設備」, 「(b) 分配設備」及び「(c) 分離建屋一時貯留処理設備」, 「(4) 精製施設」の「(ii) 主要な設備及び機器の種類」に示される「(b) プルトニウム精製設備」, 「(5) 脱硝施設」の「(ii) 主要な設備及び機器の種類」に示される「(a) ウラン脱硝設備」及び「(b) ウラン・プルトニウム混合脱硝設備」並びに「(6) 酸及び溶媒の回収施設」の「(ii) 主要な設備及び機器の種類」の「(a) 酸回収設備」に示される「第2酸回収系」</p> <p>3) 「ホ. 製品貯蔵施設の構造及び設備」の「(2) 主要な設備及び機器の種類」に示される「(ii) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備」</p> <p>4) 「ヘ. 計測制御系統施設の設備」の「(2) 主要な安全保護回路の種類」に示される「安全保護回路」, 「(3) 主要な工程計装設備の種類」に示される「工程計装設備」, 「(5) 制御室等」に示される「制御室換気設備」及び</p>	<p>2.3.2</p> <p>原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であること。</p> <p>また、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを、火災影響評価により確認すること。</p> <p>(火災影響評価の具体的手法は「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」による。)</p> <p>(参考)</p> <p>「高温停止及び低温停止できる」とは、想定される火災の原子炉への影響を考慮して、高温停止状態及び低温停止状態の達成、維持に必要な系統及び機器がその機能を果たすことができることをいう。</p> <p>本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1(1)および2-2(1)②に基づき記載している。</p> <p>下線の色分けは、2-2(1)②の(a)~(c)と以下のとおり対応する。</p> <p>(a) 評価項目: <u>赤下線(実線)</u></p> <p>(b) 評価条件: <u>青下線(点線)</u></p> <p>(c) 判断基準: <u>緑下線(破線)</u></p> <p>(本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)</p>	<p>2.1.3.2 火災影響評価</p> <p>再処理施設の特徴を踏まえ、各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考に、再処理施設における火災が発生した場合においても安全機能を損なわないことを確認する。内部火災影響評価の結果、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護対策の強化を図る。</p> <p>(1) 火災伝播評価</p> <p><u>当該火災区域(区画)に火災を想定した場合に、隣接火災区域(区画)への影響の有無を確認する。</u></p> <p><u>隣接火災区域との境界の開口の確認及び等価時間と障壁の耐火性能の確認を行い、隣接火災区域(区画)へ影響を与えるか否かを評価する。</u></p> <p>(2) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>隣接火災区域(区画)に影響を与えない火災区域(区画)のうち、当該火災区域(区画)内に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設が同時に機能を喪失しない場合は、再処理施設の安全機能に影響を与えない。</p> <p><u>上記条件を満足しない火災区域(区画)は、当該火災区域(区画)における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTS」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで、再処理施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。</u></p> <p><u>当該火災区域(区画)内に設置される全機器の動的機能喪失を想定した場合に、安全上重要な施設が同時に機能を喪失するか否かを確認する。</u></p> <p>(3) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災影響評価</p> <p>隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)は、当該火災区域(区画)内の火災に伴う当該火災区域(区画)及び隣接火災区域(区画)(以下「隣接2区域(区画)」という。)に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、安全</p>

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	発電用原子炉の火災防護審査基準	適合方針 (見直し案)
<p>(記載なし)</p> <p>本項目は「今後の記載方針(案)」に記載の2-1(1)および2-2(1)②に基づき記載を見直すことから、骨子となる評価内容のみを記載し、添付書類六(1.5章)と重複する内容(評価対象設備)に関する記載等は右記の見直し案では削除する。</p>	<p>「(6) その他の主要な事項」に示される監視に係る設備</p> <p>5) 「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備」の「(1) 気体廃棄物の廃棄施設」の「(ii) 主要な設備及び機器の種類」に示される「(a) せん断処理・溶解廃ガス処理設備」, 「(b) 塔槽類廃ガス処理設備」のうち「(イ) 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」, 「(ロ) 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備」, 「(ハ) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備」のうち「塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)」, 「パルセータ廃ガス処理系」, 「(ホ) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備」, 「(ヘ) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備」, 「(c) 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備」, 「(d) 換気設備」のうち「(ハ) 前処理建屋換気設備」, 「(ニ) 分離建屋換気設備」, 「(ホ) 精製建屋換気設備」, 「(ト) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備」, 「(チ) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備」, 「(リ) 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備」, 「(2) 液体廃棄物の廃棄施設」の「(ii) 主要な設備及び機器の種類」に示される「(a) 高レベル廃液処理設備」及び「(3) 固体廃棄物の廃棄施設」の「(ii) 主要な設備及び機器の種類」に示される「(a) 高レベル廃液ガラス固化設備」</p> <p>6) 「チ. 放射線管理施設の設備」の「(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」に示される「(ii) 放射線監視設備」</p> <p>7) 「リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備」の「(1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備」の「(ii) 圧縮空気設備」の「(a) 構造」に示される「安全圧縮空気系」, 「(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備」の「(i) 給水施設」の「(b) 主要な設備」の「(ロ) 冷却水設備」に示される「2) 安全冷却水系」, 「(ii) 蒸気供給施設(蒸気供給設備)」の「(b) 主要な設備」に示される「2) 安全蒸気系」及び「(4) その他の主要な事項」に示される「(vii) 溢水防護設備」</p> <p>8) 上記1), 2), 4), 5), 6) 及び7) を構成する設備に係る電気設備及び計測制御設備</p>	<p>(つづき)</p> <p>本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1(1)および2-2(1)②に基づき記載を見直している。</p> <p>下線の色分けは、2-2(1)②の(a)~(c)と以下のとおり対応する。 (a) 評価項目: <u>赤下線(実線)</u> (b) 評価条件: <u>青下線(点線)</u> (c) 判断基準: <u>緑下線(破線)</u></p> <p>(本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)</p>	<p>上重要な施設が同時に機能を喪失しない場合は、再処理施設の安全機能に影響を与えない。</p> <p><u>上記条件を満足しない隣接2区域(区画)において、当該火災区域(区画)における最も過酷な単一の火災を想定して、FDT Sを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで、再処理施設の安全機能に影響を与えない。</u></p> <p>ここでは、<u>当該火災区域(区画)に火災を想定しても、隣接2区域(区画)に設置される安全上重要な施設が同時に機能を喪失するか否かを確認する。</u></p>

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	再処理施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則	適合方針 (見直し案)
<p>リ. 放射線管理施設の設備</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 放射線監視設備</p> <p>再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地内外の放射線等を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。</p> <p>(ii) 環境管理設備</p> <p>敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。</p>	<p>チ. 放射線管理施設の設備</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(ii) 放射線監視設備</p> <p>再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。</p> <p>排気モニタリング設備は、排気筒モニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフト モニタで構成する。排気筒モニタは、主排気筒及び北換気筒の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒に設ける。</p> <p>…</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用する。また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>共用するモニタリングポスト及びダストモニタ並びに積算線量計は、仕様及び運用を各施設で同一とすることから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(iii) 環境管理設備</p> <p>敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。</p> <p>気象観測設備の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。また、放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>共用する気象観測設備及び放射能観測車は、仕様及び運用を各施設で同一とすることから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>第二十四条 再処理施設には、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p>	<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 放射線監視設備</p> <p>再処理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル及び再処理施設周辺の放射線レベルを監視するため屋外モニタリング設備を設ける。屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>a. 排気モニタリング設備</p> <p>排気モニタリング設備は、排気筒モニタ及び排気サンプリング設備で構成する。… 主排気筒及び北換気筒から放出される放射性希ガスの連続監視を行い、中央制御室にて指示及び記録するとともに、… 事故時にも放出される放射性物質の量を把握できる設計とする。…</p> <p>b. 排水モニタリング設備</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の… 放射性物質の濃度及び量の測定ができる設計とする。</p> <p>c. 環境モニタリング設備</p> <p>周辺監視区域境界付近に、空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポストを設置する。… モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し、… 事故時においても周辺監視区域境界の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の状況が把握できるものとする。…</p> <p>(iii) 環境管理設備</p> <p>平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、ダストサンプリング装置、よう素サンプリング装置及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備える。</p>

本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1(1)、2-2(2)①および2-2(3)に基づき記載することから、各施設の設計方針並びに構造及び設備に係る記載のみとし、添付書類六(8章)と重複する内容に関する記載等は右記の見直し案では削除する。

本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1(1)および2-2(2)①に基づき記載している。(本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	再処理施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則	適合方針 (見直し案)
(記載なし)	(記載なし)	<p>第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p>	<p>(iv) 排気監視測定設備 再処理施設から大気中へ放出されると想定される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための重大事故等対処設備として、常設重大事故等対処設備の放射線管理施設の放射線監視設備の屋外モニタリング設備の主排気筒の排気モニタリング設備を使用する。… 主排気筒から大気中へ放出される放射性ヨウ素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録できる設計とする。… 常設重大事故等対処設備は、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度の測定に必要な個数を有する設計とする。…</p> <p>(v) 環境監視測定設備 放射線管理施設の放射線監視設備の… が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型環境モニタリング設備を使用する。… 重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、…</p> <p>(vi) 気象監視測定設備 放射線管理施設の環境管理設備の気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型気象観測設備を使用する。… 重大事故等が発生した場合に、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設計とし、…</p> <p>(vii) 情報把握監視設備 可搬型環境モニタリング設備の指示値を中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、監視及び記録するための重大事故等対処設備として、可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置を使用する。… 可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p>

本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1 (1) および2-2 (3)に基づき記載している。
(本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)

再処理事業変更許可申請書 本文の記載に係る比較表

再処理事業指定申請書（既許可）	再処理事業変更許可申請書（17次補正時点）	備考
<p>四、B. イ. 再処理の方法の概要</p> <p>(c) 精製建屋一時貯留処理</p> <p>ウラン精製設備，プルトニウム精製設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等の工程停止の際に発生する機器内溶液等は，第1一時貯留処理槽，第2一時貯留処理槽，第5一時貯留処理槽又は第8一時貯留処理槽等に受け入れ，有機相と水相の分離等の処理を行う。</p> <p>水相は，その液体の性状に応じて第3一時貯留処理槽，第7一時貯留処理槽若しくは第9一時貯留処理槽を経て，又は直接，ウラン精製設備，プルトニウム精製設備，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備，液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備若しくは高レベル廃液処理設備へポンプで移送する。</p> <p>有機相は，その液体の性状に応じて第4一時貯留処理槽若しくは第8一時貯留処理槽を経て，又は直接，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備，ウラン精製設備若しくはプルトニウム精製設備へポンプで移送する。</p>	<p>(c) 精製建屋一時貯留処理</p> <p>第1一時貯留処理槽は，プルトニウム精製設備の抽出塔，核分裂生成物洗浄塔等の機器内溶液等を受け入れる。</p> <p>第1一時貯留処理槽に受け入れた溶液は，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行う。水相は，その液体の性状に応じて，第3一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へポンプで移送する。有機相は，第4一時貯留処理槽に移送する。</p> <p>第2一時貯留処理槽は，プルトニウム精製設備の逆抽出塔，TBP洗浄器等の機器内溶液等を受け入れる。</p> <p>第2一時貯留処理槽に受け入れた溶液は，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行う。水相は，その液体の性状に応じて，第3一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へポンプで移送する。有機相は，第4一時貯留処理槽へ移送する。</p> <p>第3一時貯留処理槽は，第1一時貯留処理槽及び第2一時貯留処理槽からの水相，プルトニウム精製設備の抽出廃液受槽等の機器内溶液等，プルトニウム溶液供給槽セル等の漏えい液受皿に漏えいした液体状の放射性物質等を受け入れる。</p>	<p>添付書類記載内容の本文への取り込みに伴う変更</p>

再処理事業変更許可申請書 本文の記載に係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	備考
(記載なし)	<p>第3一時貯留処理槽に受け入れた溶液は、その液体の性状に応じて、プルトニウム精製設備の第1酸化塔等へポンプで移送するか、試料採取してプルトニウム量を分析し、プルトニウム濃度を確認した後、第7一時貯留処理槽へ移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し、プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後、酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へポンプで移送する。</p> <p>第4一時貯留処理槽は、第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽及び第5一時貯留処理槽からの有機相を受け入れる。</p> <p>第4一時貯留処理槽に受け入れた有機相は、微量の水相の混入がある場合、有機相と水相を分離する等の処理を行う。水相は、その液体の性状に応じて、第1一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し、プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後、酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へポンプで移送する。有機相は、プルトニウム精製設備の逆抽出塔へポンプで移送する。</p> <p>第5一時貯留処理槽は、プルトニウム精製設備のウラン逆抽出器、逆抽出液T B P洗浄器等の機器内溶液、ウラン及びプルトニウムを含まない酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のプルトニウム精製系の第1洗浄器、第2洗浄器等の機器内溶液等を受け入れる。</p> <p>第5一時貯留処理槽に受け入れた溶液は、有機相と水相を分離する等の処理を行う。水相は、その液体の性状に応じて、試料採取し</p>	添付書類記載内容の本文への取り込みに伴う変更

再処理事業変更許可申請書 本文の記載に係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	備考
(記載なし)	<p>てプルトニウム量を分析し、プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後、プルトニウム精製設備の逆抽出液T B P 洗浄器等へポンプで、酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽又は液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へポンプで移送する。有機相は、その液体の性状に応じて、第4一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し、プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後、プルトニウム精製設備のウラン逆抽出器へポンプで移送する。</p> <p>第7一時貯留処理槽は、第3一時貯留処理槽からの水相、気体廃棄物の廃棄施設の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの洗浄液、プルトニウム精製設備の抽出廃液中間貯槽の機器内溶液等を受け入れる。</p> <p>第7一時貯留処理槽に受け入れた溶液は、その液体の性状に応じて、プルトニウム精製設備の第1酸化塔へポンプで移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し、プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後、プルトニウム精製設備のT B P 洗浄塔へポンプで、酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽又は液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へポンプで移送する。</p> <p>第8一時貯留処理槽は、第9一時貯留処理槽からの有機相並びにウラン精製設備の抽出器、核分裂生成物洗浄器等の機器内溶液、ウラン及びプルトニウムを含まない酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のウラン精製系の第1洗浄器等の機器内溶液並び</p>	添付書類記載内容の本文への取り込みに伴う変更

再処理事業変更許可申請書 本文の記載に係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	備考
(記載なし)	<p>に酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の油水分離槽の機器内溶液等を受け入れる。</p> <p>第8一時貯留処理槽に受け入れた溶液は、有機相と水相を分離する等の処理を行う。水相は、その液体の性状に応じて、第9一時貯留処理槽へ移送するか又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へポンプで移送する。有機相は、その液体の性状に応じて、ウラン精製設備の抽出器又は酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のウラン精製系の第1洗浄器へポンプで移送する。</p> <p>第9一時貯留処理槽は、第8一時貯留処理槽からの水相、ウラン精製設備のウラナス溶液中間貯槽等の機器内溶液等を受け入れる。</p> <p>第9一時貯留処理槽に受け入れた溶液は、微量の有機相が混入した場合、有機相と水相を分離する等の処理を行う。水相は、その液体の性状に応じて、ウラン精製設備の抽出器へポンプで移送するか又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へポンプで移送する。有機相は、第8一時貯留処理槽へ移送する。</p>	添付書類記載内容の本文への取り込みに伴う変更

既許可		17回補正完本		今後の記載方針(案)
項	タイトル	項	タイトル	変更概要
一、	名称及び住所並びに代表者の氏名	一、	名称及び住所並びに代表者の氏名	代表者の氏名変更
二、	再処理設備及びその附属施設を設置する事業所の名称及び所在地	二、	再処理設備及びその附属施設を設置する事業所の名称及び所在地	変更なし
三、	再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力	三、	再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力	—(項目タイトルのみ)
A.	再処理を行う使用済燃料の種類	A.	再処理を行う使用済燃料の種類	使用済燃料の冷却期間の変更(本整理の対象外)
B.	再処理能力	B.	再処理能力	変更なし
四、	再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法	四、	再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法	—(項目タイトルのみ)
A.	再処理施設の位置、構造及び設備	A.	再処理施設の位置、構造及び設備	—(項目タイトルのみ)
イ.	再処理施設の位置	イ.	再処理施設の位置	—(項目タイトルのみ)
(1)	敷地の面積及び形状	(1)	敷地の面積及び形状	①敷地の面積及び形状の変更による変更 ②第6条、第30条要求による変更
(2)	敷地内における主要な再処理施設の位置	(2)	敷地内における主要な再処理施設の位置	①緊急時対策所、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、主排気筒管理建屋の追記 ②他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)
ロ.	再処理施設の一般構造	ロ.	再処理施設の一般構造	新規施行に伴う変更(基本方針の追加)
(1)	核燃料物質の臨界防止に関する構造	(1)	核燃料物質の臨界防止に関する構造	①添付書類記載内容を本文へ取込み ②第11条及び第12条要求による変更 ③安全性向上の観点での記載の追加(中性子吸収材の追加及び拡大防止対策の追加)
(2)	放射線の遮蔽に関する構造	(2)	放射線の遮蔽に関する構造	①添付書類記載内容を本文へ取込み ②線量告示改正に伴う変更 ③遮蔽設計区分の統一のための変更 ④規則の解釈の表現を踏まえて要求事項の明確化を図るとともに施設からの放射線による線量評価結果を添付書類より引用
(3)	使用済燃料等の閉じ込めに関する構造	(3)	使用済燃料等の閉じ込めに関する構造	①添付書類記載内容を本文へ取込み ②新規基準記載事項の反映 ③粉末状の放射性物質の取り扱いに関する記載の追加
(4)	火災及び爆発の防止に関する構造	(4)	火災及び爆発の防止に関する構造	①添付書類記載の評価対象施設を記載 ②第5条要求による変更 ③火災防護基準、内部火災影響評価ガイド記載事項の反映 ④解釈の反映のため、記載を充実させた ⑤他施設との共用に係る変更(新基準)
(5)	耐震構造	(5)	耐震構造	①耐震設計審査指針の反映及び新規基準記載事項の反映 ②耐震重要度分類見直し結果の反映 ③第31条要求による変更
(6)	耐津波構造	(6)	耐津波構造	第8条及び第32条要求による変更

「今後の記載方針(案)」に記載の2-1(1)等の番号は、本資料の本文にて示す2-1(1)、2-1(2)、2-2(1)①、2-2(1)②、2-2(2)①、2-2(2)②、2-2(3)および2-3の記載方針の項目番号と対応する。

【2-1(1)】
事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①のとおりとする。
・2-2(1)①
事業許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。
(規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)

【2-1(2)】
新規基準要求以外の変更のうち、既許可の基本設計事項の変更該当するものは本文に記載する。(敷地の面積及び形状の変更による変更)

【2-1(1)】
事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載する。
(本項は敷地内の主要な再処理施設の位置を記載していることから、新規基準に伴い追加する施設(緊急時対策所、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、主排気筒管理建屋)の位置について追記する。)

【2-1(2)】
新規基準要求以外の変更のうち、既許可の基本設計事項の変更該当するものは本文に記載する。
(他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い))

【2-1(1)】
事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①のとおりとする。
・2-2(1)①
事業許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。
(規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)

【2-1(2)】
更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更該当しない場合は、本文に記載しない。
(安全性向上の観点での記載の追加(中性子吸収材の追加及び拡大防止対策の追加)、遮蔽設計区分の統一のための変更等)

【2-1(1)】
事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①および2-2(1)②のとおりとする。
・2-2(1)①
事業許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。
(規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)

・2-2(1)②
評価に基づき設計を行う場合は、必要に応じて評価項目(骨子)、評価条件、判断基準を記載する。
(本文の記載は骨子となる評価項目のみとし、詳細内容(評価対象施設)のは添付書類に記載されているため本文から削除する。)

【2-1(1)】
事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①のとおりとする。
・2-2(1)①
事業許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。
(規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)

【2-1(2)】
更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更該当しない場合は、本文に記載しない。
(耐震重要度分類見直し結果の反映)

【2-1(1)】
事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①のとおりとする。
・2-2(1)①
事業許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。
(規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)

既許可		17回補正完本		今後の記載方針(案)	
項	タイトル	項	タイトル	変更概要	
(6)	その他の主要な構造	(7)	その他の主要な構造	「耐津波構造」追加による項番号の変更	—
		(i)	安全機能を有する施設	①第15条要求による変更 ②使用済燃料の冷却期間の変更 (本整理の対象外)	【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①のとおりとする。 ・2-2(1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)
		(a)	外部からの衝撃による損傷の防止		【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①および2-2(1)②のとおりとする。 ・2-2(1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載(手順等)は削除する。) ・2-2(1)② 評価に基づき設計を行う場合は、必要に応じて評価項目(骨子)、評価条件、判断基準を記載する。 (本文の記載は骨子となる評価項目のみとし、詳細内容(防護対象設備、評価項目・条件等)は添付書類に記載されているため本文から削除する。)
		(イ)	竜巻		
		(ロ)	外部火災		
		(ハ)	航空機落下		
		(ニ)	落雷	①添付書類記載の手順、防護対象設備、評価項目・条件等を記載 ②第9条要求による変更	
		(ホ)	火山の影響		
		(ヘ)	竜巻、落雷、森林火災及び火山の影響以外の自然現象		
		(ト)	異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ		
		(チ)	航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象		
		(b)	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	①第10条要求による変更 ②[]の使用用途明確化に関する変更 ③他施設との共用に係る変更(新基準)	【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①のとおりとする。 ・2-2(1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。) 【2-1(2)】 更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更に該当しない場合は、本文に記載しない。 []の使用用途明確化に関する変更。
		(c)	溢水による損傷の防止	①添付書類記載の防護対象設備、評価項目・条件等を記載 ②第11条要求による変更	【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①および2-2(1)②のとおりとする。 ・2-2(1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。) ・2-2(1)② 評価に基づき設計を行う場合は、必要に応じて評価項目(骨子)、評価条件、判断基準を記載する。 (本文の記載は骨子となる評価項目のみとし、詳細内容(防護対象設備、評価項目・条件等)は添付書類に記載されているため本文から削除する。)
		(d)	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	①添付書類記載の防護対象設備、評価項目・条件等を記載 ②第12条要求による変更	【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①のとおりとする。 ・2-2(1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)
		(e)	誤操作の防止	第13条要求による変更	【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①のとおりとする。 ・2-2(1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)
		(f)	安全避難通路等	①第14条の規則及び解釈の文言に記載を見直した ②第14条第3項要求による変更	【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①および2-2(1)②のとおりとする。 ・2-2(1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)
		(g)	安全機能を有する施設	①第15条要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(新基準、MOX共用及び取合い、保障措置分析所) ③廃棄物管理施設の変更内容の反映 ④第15条第6項要求による変更 ⑤添付書類記載の防護対象設備を記載(内部発生飛散物) ⑥安全上重要な施設の変更	【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(1)①および2-2(1)②のとおりとする。 ・2-2(1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。) ・2-2(1)② 評価に基づき設計を行う場合は、必要に応じて評価項目(骨子)、評価条件、判断基準を記載する。 (本文の記載は骨子となる評価項目のみとし、詳細内容(防護対象設備)は添付書類に記載されているため本文から削除する。) 【2-1(2)】 新規基準要求以外の変更のうち、既許可の基本設計事項の変更に該当するものは本文に記載する。(他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)) 更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更に該当しない場合は、本文に記載しない。 (他施設との共用に係る変更(保障措置分析所)、廃棄物管理施設の変更内容の反映、安全上重要な施設の変更)

については核不拡散の観点から公開できません。

既許可		17回補正完本		今後の記載方針(案)
項	タイトル	項	変更概要	
		(h)	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止 規則及び解釈の反映	<p>【2-1 (1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2 (1)①のとおりとする。</p> <p>・2-2 (1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)</p> <p>【2-1 (2)】 更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更に該当しない場合は、本文に記載しない。 (中央制御室の緊急停止操作スイッチの使用用途明確化に関する変更)</p> <p>【2-1 (1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2 (1)①のとおりとする。</p> <p>・2-2 (1)① 事業許可許可基準規則等を満足するために必要な約束事項や適合性について記載する。 (規則レベルの記載に留め、添付書類から取り込んだ記載は削除する。)</p> <p>【2-1 (2)】 新規制基準要求以外の変更のうち、既許可の基本設計事項の変更に該当するものは本文に記載する。(他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い))</p> <p>【2-1 (1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2 (1)③のとおりとする。</p> <p>・2-2 (1)③ 設計基準要求の条文の内、重大事故等もしくは重大事故等対処施設への適用も要求されているものは、設計基準要求と重大事故等もしくは重大事故等対処施設への要求への適合を区別して記載する。</p> <p>本整理の対象外</p> <p>本整理の対象外</p> <p>【2-1 (2)】 新規制基準要求以外の変更のうち、既許可の基本設計事項の変更に該当するものは本文に記載する。(他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)) 更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更に該当しない場合は、本文に記載しない。(保守管理改善の反映)</p>
		(i)	使用済燃料の貯蔵施設等 ①規則の裏返しを記載 ②第18条第1項第4号要求による変更	
		(j)	計測制御系統施設 ①規則の裏返しを記載 ②既許可添付書類から取りこみ ③安全保護回路再選定による変更	
		(k)	安全保護回路 ①第20条要求による変更 ②中央制御室の緊急停止操作スイッチの使用用途明確化に関する変更	
		(l)	制御室等 ①第21条要求による変更 ②新規制基準記載事項の反映(解釈の取り込み) ③他施設との共用に係る変更(新基準、保障措置分析所) ④規則の解釈の表現を踏まえて要求事項の明確化を図るとともに施設からの放射線による線量評価結果を添付書類より引用	
		(m)	廃棄施設 ①第22条要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)	
		(n)	保管廃棄施設 ①第23条第2項要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(新基準、MOX共用及び取合い)	
		(o)	放射線管理施設 ①第24条の規則の文言に記載を見直し ②第24条要求による変更 ③規則の解釈の内容を踏まえ、添付書類から引用	
		(p)	監視設備 ①第25条の規則及び解釈の文言を踏まえ、記載を見直し ②第25条第3項要求による変更 ③他施設との共用に係る変更(新基準、MOX共用及び取合い)	
		(q)	保安電源設備 ①第26条要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(新基準)	
		(r)	緊急時対策所 ①第27条要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(新基準)	
		(s)	通信連絡設備	
		(ii)	重大事故等対処施設 ①設計基準に関連する変更(ただし、17回補正時点では未反映) ②設計基準に関連しない変更は本整理の対象外とする。	
		(a)	臨界事故の拡大を防止するための設備	
		(b)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	
		(c)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	
		(d)	有機溶媒火災に対処するための設備	
		(e)	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備	
		(f)	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備	
		(g)	放射性物質の漏えいに対処するための設備	
		(h)	放出抑制設備	
		(i)	重大事故等対処共通設備	
		(j)	電源設備	
		(k)	計装設備	
		(l)	中央制御室	
		(m)	監視測定設備	
		(n)	放射線計測設備	
		(o)	緊急時対策所	
		(p)	重大事故等通信連絡設備	
		(iii)	その他 ①他施設との共用に係る変更(新基準、MOX共用及び取合い) ②保守管理改善の反映	
ハ.	建物の構造		再処理規則の改正を受けハ.「建物の構造」を削除	—

既許可		17回補正完本		変更概要	今後の記載方針(案)
項	タイトル	項	タイトル		
二.	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の構造及び設備	ハ.	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の構造及び設備	①炉規法改正に伴う項目の削除による付番の繰上げ ②炉規法改正に伴う文言の修正(「受入れ」⇒「受入」)	【2-1 (1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2 (2)①および2-2 (3)のとおりとする。 ・2-2 (2)① 各施設の設計方針並びに構造及び設備を記載する。 ・2-2 (3) 設計基準対象施設のうち重大事故等対処施設として使用するものは、設計基準対象施設と重大事故等対処施設の用途及び目的が異なることが分かるように記載する。
(1)	構造	(1)	構造	図面本文化に伴う追加 表現修正(推敲のため)	
(i)	使用済燃料の受入れ施設	(i)	使用済燃料の受入れ施設	変更なし	
(ii)	使用済燃料の貯蔵施設	(ii)	使用済燃料の貯蔵施設	変更なし	
(2)	主要な設備及び機器の種類	(2)	主要な設備及び機器の種類	—(項目タイトルのみ)	
(i)	使用済燃料受入れ設備	(i)	使用済燃料受入れ設備	変更なし	
(ii)	使用済燃料貯蔵設備	(ii)	使用済燃料貯蔵設備	添付書類記載内容の本文への取り込みに伴う変更	
(3)	受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入れ能力及び最大貯蔵能力	(3)	受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入れ能力及び最大貯蔵能力	炉規法改正に伴う文言の修正(「受入れ」⇒「受入」)	
(i)	受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類	(i)	受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類	使用済燃料の冷却期間の変更(本整理の対象外)	
(ii)	最大受入れ能力及び最大貯蔵能力	(ii)	最大受入れ能力及び最大貯蔵能力	炉規法改正に伴う文言の修正(「受入れ」⇒「受入」)	
(4)	主要な核的制限値	(4)	主要な核的制限値	—(項目タイトルのみ)	
(i)	単一ユニット	(i)	単一ユニット	変更なし	
(ii)	複数ユニット	(ii)	複数ユニット	変更なし	
ホ.	再処理設備本体の構造及び設備	ニ.	再処理設備本体の構造及び設備	炉規法改正に伴う項目の削除による付番の繰上げ	
(1)	せん断処理施設	(1)	せん断処理施設	—(項目タイトルのみ)	
(i)	構造	(i)	構造	図面本文化に伴う変更(呼び出し)	
(ii)	主要な設備及び機器の種類	(ii)	主要な設備及び機器の種類	変更なし	
(iii)	せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力	(iii)	せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力	使用済燃料の冷却期間の変更(本整理の対象外)	
(iv)	主要な核的制限値	(iv)	主要な核的制限値	変更なし	
(2)	溶解施設	(2)	溶解施設	—(項目タイトルのみ)	
(i)	構造	(i)	構造	図面本文化に伴う変更(呼び出し)	
(ii)	主要な設備及び機器の種類	(ii)	主要な設備及び機器の種類	変更なし	
(iii)	溶解する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大溶解能力	(iii)	溶解する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大溶解能力	使用済燃料の冷却期間の変更(本整理の対象外)	
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	変更なし	
(3)	分離施設	(3)	分離施設	—(項目タイトルのみ)	
(i)	構造	(i)	構造	図面本文化に伴う変更(呼び出し)	
(ii)	主要な設備及び機器の種類	(ii)	主要な設備及び機器の種類	変更なし	
(iii)	分離する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大分離能力	(iii)	分離する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大分離能力	変更なし	
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	変更なし	
(4)	精製施設	(4)	精製施設	—(項目タイトルのみ)	
(i)	構造	(i)	構造	図面本文化に伴う変更(呼び出し)	
(ii)	主要な設備及び機器の種類	(ii)	主要な設備及び機器の種類	変更なし	
(iii)	精製する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大精製能力	(iii)	精製する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大精製能力	変更なし	
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	変更なし	
(5)	脱硝施設	(5)	脱硝施設	—(項目タイトルのみ)	
(i)	構造	(i)	構造	図面本文化に伴う変更(呼び出し)	
(ii)	主要な設備及び機器の種類	(ii)	主要な設備及び機器の種類	変更なし	
(iii)	脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力	(iii)	脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力	変更なし	
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	変更なし	
(6)	酸及び溶媒の回収施設	(6)	酸及び溶媒の回収施設	—(項目タイトルのみ)	
(i)	構造	(i)	構造	図面本文化に伴う変更(呼び出し)	
(ii)	主要な設備及び機器の種類	(ii)	主要な設備及び機器の種類	変更なし	
(iii)	回収する酸及び溶媒の種類及びその種類ごとの最大回収能力	(iii)	回収する酸及び溶媒の種類及びその種類ごとの最大回収能力	変更なし	
(iv)	主要な熱的及び化学的制限値	(iv)	主要な熱的及び化学的制限値	変更なし	
ヘ.	製品貯蔵施設の構造及び設備	ホ.	製品貯蔵施設の構造及び設備	炉規法改正に伴う項目の削除による付番の繰上げ	
(1)	構造	(1)	構造	他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)	
(2)	主要な設備及び機器の種類	(2)	主要な設備及び機器の種類	—(項目タイトルのみ)	
(i)	ウラン酸化物貯蔵設備	(i)	ウラン酸化物貯蔵設備	変更なし	
(ii)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	(ii)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)	
(3)	貯蔵する製品の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力	(3)	貯蔵する製品の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力	—(項目タイトルのみ)	
(i)	貯蔵する製品の種類	(i)	貯蔵する製品の種類	変更なし	
(ii)	最大貯蔵能力	(ii)	最大貯蔵能力	変更なし	
(4)	主要な核的制限値	(4)	主要な核的制限値	変更なし	
(i)	単一ユニット	(i)	単一ユニット	変更なし	
(ii)	複数ユニット	(ii)	複数ユニット	変更なし	
ト.	計測制御系統施設の設備	ヘ.	計測制御系統施設の設備	炉規法改正に伴う項目の削除による付番の繰上げ	
(1)	核計装設備の種類	(1)	核計装設備の種類	①標準線源又はプールに貯蔵した使用済燃料集合体で、燃焼度計測装置等の校正が可能となるよう記載 ②安全保護回路再選定による変更	
(2)	主要な安全保護回路の種類	(2)	主要な安全保護回路の種類	安全保護回路再選定による変更	
(3)	主要な工程計装設備の種類	(3)	主要な工程計装設備の種類	第11条第1項要求による変更	
		(4)	緊急停止系	中央制御室の緊急停止操作スイッチの使用用途明確化に関する変更	
		(5)	制御室等	①第20条要求による変更 ②中央制御室の緊急停止操作スイッチの使用用途明確化に関する変更	
(4)	その他の主要な事項	(6)	その他の主要な事項	①第18条第1項第4号要求による変更	

【2-1 (1)】
事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2 (2)①のとおりとする。
・2-2 (2)①
各施設の設計方針並びに構造及び設備を記載する。

【2-1 (2)】
新規基準要求以外の変更のうち、既許可の基本設計事項の変更該当するものは本文に記載する。(他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い))

【2-1 (1)】
事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2 (2)①および2-2 (3)のとおりとする。
・2-2 (2)①
各施設の設計方針並びに構造及び設備を記載する。
・2-2 (3)
設計基準対象施設のうち重大事故等対処施設として使用するものは、設計基準対象施設と重大事故等対処施設の用途及び目的が異なることが分かるように記載する。

【2-1 (2)】
更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更該当しない場合は、本文に記載しない。
(標準線源又はプールに貯蔵した使用済燃料集合体で、燃焼度計測装置等の校正が可能となるよう記載。中央制御室の緊急停止操作スイッチの使用用途明確化に関する変更)

既許可		17回補正完本		変更概要	今後の記載方針(案)
項	タイトル	項	タイトル		
チ.	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	ト.	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	炉規法改正に伴う項目の削除による付番の繰上げ	【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(2)①および2-2(3)のとおりとする。 ・2-2(2)① 各施設の設計方針並びに構造及び設備を記載する。 ・2-2(3) 設計基準対象施設のうち重大事故等対応施設として使用するものは、設計基準対象施設と重大事故等対応施設の用途及び目的が異なることが分かるように記載する。 【2-1(2)】 新規基準要求以外の変更のうち、既許可の基本設計事項の変更には該当するものは本文に記載する。(他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)、固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更に伴う、放射性物質の放出量及び線量の再評価) 更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更には該当しない場合は、本文に記載しない。 (他施設との共用に係る変更(保障措置分析所))
(1)	気体廃棄物の廃棄施設	(1)	気体廃棄物の廃棄施設	—(項目タイトルのみ)	
(i)	構造	(i)	構造	①他施設との共用に係る変更(新基準、保障措置分析所) ②図面本文化に伴う変更	
(ii)	主要な設備及び機器の種類	(ii)	主要な設備及び機器の種類	—(項目タイトルのみ)	
(a)	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	(a)	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	変更なし	
(b)	塔槽類廃ガス処理設備	(b)	塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(イ)	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	(イ)	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(ロ)	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	(ロ)	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(ハ)	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	(ハ)	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(ニ)	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	(ニ)	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(ホ)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	(ホ)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(ヘ)	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	(ヘ)	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(ト)	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	(ト)	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(チ)	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	(チ)	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(リ)	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	(リ)	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(ヌ)	ハル・エンドピース処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	(ヌ)	ハル・エンドピース処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(ル)	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	(ル)	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	変更なし	
(e)	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	(e)	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	変更なし	
(d)	換気設備	(d)	換気設備	変更なし	
(イ)	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	(イ)	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	変更なし	
(ロ)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	(ロ)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	変更なし	
(ハ)	前処理建屋換気設備	(ハ)	前処理建屋換気設備	変更なし	
(ニ)	分離建屋換気設備	(ニ)	分離建屋換気設備	変更なし	
(ホ)	精製建屋換気設備	(ホ)	精製建屋換気設備	変更なし	
(ヘ)	ウラン脱硝建屋換気設備	(ヘ)	ウラン脱硝建屋換気設備	変更なし	
(ト)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	(ト)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	変更なし	
(チ)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気	(チ)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気	変更なし	
(リ)	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	(リ)	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	①固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更に伴う、放射性物質の放出量及び線量の再評価 ②第39条要求による変更	
(ヌ)	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	(ヌ)	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	変更なし	
(ル)	低レベル廃液処理建屋換気設備	(ル)	低レベル廃液処理建屋換気設備	変更なし	
(ヲ)	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	(ヲ)	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	変更なし	
(ワ)	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	(ワ)	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	変更なし	
(カ)	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	(カ)	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	変更なし	
(コ)	分析建屋換気設備	(コ)	分析建屋換気設備	他施設との共用に係る変更(保障措置分析所)	
(タ)	北換気筒	(タ)	北換気筒	変更なし	
(レ)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	(レ)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	変更なし	
(e)	主排気筒	(e)	主排気筒	変更なし	
(iii)	廃棄物の処理能力	(iii)	廃棄物の処理能力	—(項目タイトルのみ)	
(a)	主排気筒	(a)	主排気筒	変更なし	
(b)	北換気筒	(b)	北換気筒	変更なし	
(c)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	(c)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	表現修正(本文七、に記載のため削除。)	
(iv)	廃棄物の最大保管廃棄能力	(iv)	廃棄物の最大保管廃棄能力	変更なし	
(v)	排気口の位置	(v)	排気口の位置	—(項目タイトルのみ)	
(a)	主排気筒	(a)	主排気筒	変更なし	
(b)	北換気筒	(b)	北換気筒	変更なし	
(c)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	(c)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	変更なし	
(2)	液体廃棄物の廃棄施設	(2)	液体廃棄物の廃棄施設	—(項目タイトルのみ)	
(i)	構造	(i)	構造	①他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い、保障措置分析所) ②図面本文化に伴う変更(呼び出し)	
(ii)	主要な設備及び機器の種類	(ii)	主要な設備及び機器の種類	—(項目タイトルのみ)	
(a)	高レベル廃液処理設備	(a)	高レベル廃液処理設備	変更なし	
(b)	低レベル廃液処理設備	(b)	低レベル廃液処理設備	他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)	
(iii)	廃棄物の処理能力	(iii)	廃棄物の処理能力	表現修正(本文七、に記載のため削除。)	
(iv)	廃液槽の最大保管廃棄能力	(iv)	廃液槽の最大保管廃棄能力	変更なし	
(v)	海洋放出口の位置	(v)	海洋放出口の位置	変更なし	
(3)	固体廃棄物の廃棄施設	(3)	固体廃棄物の廃棄施設	—(項目タイトルのみ)	
(i)	構造	(i)	構造	①他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い) ②添付書類記載内容の本文への取り込みに伴う変更 ③廃棄物管理施設の変更内容の反映 ④図面本文化に伴う変更(呼び出し)	
(ii)	主要な設備及び機器の種類	(ii)	主要な設備及び機器の種類	—(項目タイトルのみ)	
(a)	高レベル廃液ガラス固化設備	(a)	高レベル廃液ガラス固化設備	変更なし	
(b)	ガラス固化体貯蔵設備	(b)	ガラス固化体貯蔵設備	表現修正(機器仕様明確化)	
(c)	低レベル固体廃棄物処理設備	(c)	低レベル固体廃棄物処理設備	変更なし	
(d)	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	(d)	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)	
(iii)	廃棄物の処理能力	(iii)	廃棄物の処理能力	用語・接続詞等の統一	
(iv)	保管廃棄施設の最大保管廃棄能力	(iv)	保管廃棄施設の最大保管廃棄能力	—(項目タイトルのみ)	
(a)	ガラス固化体貯蔵設備	(a)	ガラス固化体貯蔵設備	変更なし	
(b)	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	(b)	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大貯蔵能力変更	

既許可		17回補正完本			今後の記載方針(案)
項	タイトル	項	タイトル	変更概要	
リ.	放射線管理施設の設備	チ.	放射線管理施設の設備	炉規法改正に伴う項目の削除による付番の繰上げ	<p>【2-1(1)】 事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文四号「四、A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載することとして、次の2-2(2)①および2-2(3)のとおりとする。 ・2-2(2)① 各施設の設計方針並びに構造及び設備を記載する。 ・2-2(3) 設計基準対象施設のうち重大事故等対処施設として使用するものは、設計基準対象施設と重大事故等対処施設の用途及び目的が異なることが分かるように記載する。</p> <p>【2-1(2)】 新規基準要求以外の変更のうち、既許可の基本設計事項の変更該当するものは本文に記載する。(他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)) 更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本設計事項の変更該当しない場合は、本文に記載しない。 (他施設との共用に係る変更(保障措置分析所))</p>
(1)	屋内管理用の主要な設備の種類	(1)	屋内管理用の主要な設備の種類	—(項目タイトルのみ)	
(i)	出入管理関係設備	(i)	出入管理関係設備	表現修正(内容の明確化)	
(ii)	試料分析関係設備	(ii)	試料分析関係設備	表現修正(内容の明確化)	
(iii)	放射線監視設備	(iii)	放射線監視設備	①第23条第二項要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(保障措置分析所)	
(iv)	個人管理用設備	(iv)	個人管理用設備	他施設との共用に係る変更(新基準、MOX共用及び取合い)	
(2)	屋外管理用の主要な設備の種類	(2)	屋外管理用の主要な設備の種類	—(項目タイトルのみ)	
		(i)	試料分析関係設備	他施設との共用に係る変更(MOX共用及び取合い)	
(i)	放射線監視設備	(ii)	放射線監視設備	①第24条の規則要求が追加したことより記載を追加 ②第9条要求による変更	
(ii)	環境管理設備	(iii)	環境管理設備	他施設との共用に係る変更(新基準、MOX共用及び取合い)	
ヌ.	その他再処理設備の附属施設の構造及び設備	リ.	その他再処理設備の附属施設の構造及び設備	炉規法改正に伴う項目の削除による付番の繰上げ	
(1)	動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備	(1)	動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備	—(項目タイトルのみ)	
(i)	電気設備	(i)	電気設備	—(項目タイトルのみ)	
(a)	構造	(a)	構造	他施設との共用に係る変更(新基準、MOX共用及び取合い)	
(b)	主要な設備	(b)	主要な設備	—(項目タイトルのみ)	
(イ)	受電開閉設備	(イ)	受電開閉設備	変更なし	
(ロ)	第1非常用ディーゼル発電機	(ロ)	第1非常用ディーゼル発電機	第25条要求による変更	
(ハ)	第2非常用ディーゼル発電機	(ハ)	第2非常用ディーゼル発電機	第25条要求による変更	
(ニ)	第1非常用蓄電池	(ニ)	第1非常用蓄電池	表現修正(内容の明確化のため)	
(ホ)	第2非常用蓄電池	(ホ)	第2非常用蓄電池	表現修正(内容の明確化のため)	
(ii)	圧縮空気設備	(ii)	圧縮空気設備	—(項目タイトルのみ)	
(a)	構造	(a)	構造	他施設との共用に係る変更(新基準)	
(b)	主要な設備	(b)	主要な設備	変更なし	
(2)	給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備	(2)	給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備	—(項目タイトルのみ)	
(i)	給水施設	(i)	給水施設	—(項目タイトルのみ)	
(a)	構造	(a)	構造	①他施設との共用に係る変更(新基準、MOX共用及び取合い) ②第9条要求による変更	
(b)	主要な設備	(b)	主要な設備	—(項目タイトルのみ)	
(イ)	給水処理設備	(イ)	給水処理設備	第9条要求による変更	
(ロ)	冷却水設備	(ロ)	冷却水設備	第11条要求による変更	
(ii)	蒸気供給施設(蒸気供給設備)	(ii)	蒸気供給施設(蒸気供給設備)	—(項目タイトルのみ)	
(a)	構造	(a)	構造	他施設との共用に係る変更(新基準)	
(b)	主要な設備	(b)	主要な設備	第11条要求による変更	
(3)	主要な試験施設の構造及び設備	(3)	主要な試験施設の構造及び設備	変更なし	
(4)	その他の主要な事項	(4)	その他の主要な事項	—(項目タイトルのみ)	
(i)	分析設備	(i)	分析設備	添付書類記載内容の本文への取り込みに伴う変更	
		(ii)	化学薬品貯蔵供給設備	第12条要求による変更	
		(iii)	火災防護設備	①第5条及び第29条要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(新基準)	
		(iv)	緊急時対策所	①緊急時対策所の新設及び第26条要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(新基準)	
		(v)	竜巻防護対策設備	第9条(竜巻)要求による変更	
		(vi)	不法侵入等防止設備	①第10条要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(新基準)	
		(vii)	溢水防護設備	第11条要求による変更	
		(viii)	通信連絡設備	①第27条要求による変更 ②他施設との共用に係る変更(新基準)	
		(ix)	重大事故等対処施設	本整理の対象外	
		(x)	建物の構造	①炉規法改正に伴い削除したハ、「建物の構造」を本項目に移動。(これに合わせ主排気筒管理建屋、緊急時対策所、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所及び共用の記載を追加) ②他施設との共用に係る変更(新基準、MOX共用及び取合い、保障措置分析所、バイオアッセイ)	
B.	再処理の方法	B.	再処理の方法	—(項目タイトルのみ)	
イ.	再処理の方法の概要	イ.	再処理の方法の概要	—(項目タイトルのみ)	
(1)	再処理の方法	(1)	再処理の方法	変更なし	
(2)	再処理の概要	(2)	再処理の概要	再処理の概要に記載について、添付書類六に記載の内容を本文へ記載。	
ロ.	再処理工程図	ロ.	再処理工程図	変更なし	
ハ.	再処理工程における核燃料物質収支図	ハ.	再処理工程における核燃料物質収支図	変更なし	
五.	再処理施設の工事計画	五.	再処理施設の工事計画	竣工時期を変更	
六.	使用済燃料から分離された核燃料物質の処分方法	六.	使用済燃料から分離された核燃料物質の処分方法	「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」施行に伴う変更	

※以下の項については別途整理する。

「七、再処理施設における放射線の管理に関する事項」

「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」

第10条の整理資料は作成中であるため、事業変更許可申請書と整理資料のひも付けは、実施していない。

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	再処理施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則	適合方針 (見直し案)
<p>(記載なし)</p> <p>本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1 (1) および2-2 (1)①に基づき記載することから、規則レベルの記載に留め、添付書類六(1.7章)と重複する内容に関する記載等は右記の見直し案では削除する。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (b) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等の防止のため、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける設計とする。</p> <p>(イ) 人の不法な侵入の防止</p> <p>1) 再処理施設では、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を取り扱う建屋及び安全上重要な施設を含む区域の周辺に周辺防護区域を設定し、さらにその周辺に立入制限区域を設定し、それぞれの区域境界に、十分な高さを有した[]で人の不法な侵入が困難な構造のフェンスを設置し、再処理施設への人の不法侵入を防止する。また、フェンスは保守及び修理により機能を維持する。</p> <p>2) 再処理施設のうち核燃料物質等を取り扱う建屋及び安全上重要な施設を含む区域の周辺に設定された周辺防護区域及び立入制限区域の境界を定期的に巡視する。</p> <p>3) 再処理施設のうち核燃料物質等を取り扱う建屋及び安全上重要な施設を含む区域への人の立入りは、[] [] []に出入管理装置を設け、出入管理装置及び目視による入域資格の確認をした上で立入りさせる。</p> <p>4) []における入域資格の確認に係る業務については、手順を作成し、それに基づき実施するとともに、定期的に教育及び訓練を実施する。</p> <p>(ロ) 不正な物件の持込み防止</p> <p>1) 再処理施設のうち核燃料物質等を取り扱う建屋及び安全上重要な施設を含む区域に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることがないように、区域境界の[]</p>	<p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (再処理施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第十条工場等には、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈</p> <p>第10条(再処理施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>1 第10条に規定する「再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備」とは、例えば、以下の事象への対策のための設備が挙げられる。</p> <p>一 敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為</p> <p>二 郵便物等に敷地外からの爆発物又は有害物質の持込み</p> <p>三 サイバーテロ</p> <p>本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1 (1) および2-2 (1)①に基づき記載している。 (本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (b) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵や壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認や持込み点検、施設管理及び情報システムへの外部からのアクセス遮断措置を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の装置に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>また、再処理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行える設計とする。</p>

については核不拡散の観点から公開できません。

第 10 条の整理資料は作成中であるため、事業変更許可申請書と整理資料のひも付けは、実施していない。

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17 次補正時点)	再処理施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則	適合方針 (見直し案)
<p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載することから、規則レベルの記載に留め、添付書類六(1.7 章)と重複する内容に関する記載等は右記の見直し案では削除する。</p>	<p>■において持込検査装置を設置する。また、■において、荷物の外観点検及び開封点検による持込検査並びに車両についても入構許可の確認、荷物の点検及び車両点検を行う。</p> <p>2) ■における点検及び検査に係る業務については、手順を作成し、それに基づき実施するとともに、定期的に教育及び訓練を実施する。</p> <p>(ハ) 不正アクセスの防止</p> <p>1) 電気通信回線を通じた外部からの不正アクセス行為を受けないよう、■外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>2) 安全保護回路と計測制御設備のうち、■</p> <p>3) ■</p> <p>4) ■不正アクセスの影響を受けないよう、■</p> <p>5) ■</p>	<p>本項目は「今後の記載方針 (案)」の 2-1 (1) および 2-2 (1)①に基づき記載している。 (本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)</p>	<p>さらに、不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) を防止するため、核物質防護対策として、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。</p>

第10条の整理資料は作成中であるため、事業変更許可申請書と整理資料のひも付けは、実施していない。

再処理事業変更許可申請書 本文の記載見直しに係る比較表

再処理事業指定申請書 (既許可)	再処理事業変更許可申請書 (17次補正時点)	再処理施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則	適合方針 (見直し案)
<p>本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1(1)および2-2(1)①に基づき記載することから、規則レベルの記載に留め、添付書類六(1.7章)と重複する内容に関する記載等は右記の見直し案では削除する。</p>	<p>6) 不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるようシステムセキュリティに関する計画を定める。</p> <p>(ニ) 核燃料物質等の不法な移動の防止 敷地内の人による核燃料物質等の移動については、所定の手続きに基づき承認を得てから移動を行うことにより、核燃料物質等の不法な移動を防止する。</p> <p>(ホ) 核物質防護対策 上記(イ)～(ニ)の対策については核物質防護対策の一環として実施する。</p> <p>(ヘ) 不法侵入等防止設備は、フェンス、出入管理装置及び持込検査装置を廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用するとともに、[]を廃棄物管理施設と共用する。 フェンス、出入管理装置、持込検査装置及び[]は、仕様及び運用を各施設で同一とすることから、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、……</p>	<p>本項目は「今後の記載方針(案)」の2-1(1)および2-2(1)③に基づき記載している。 (本見直し案は検討中のものであり、今後修正する可能性がある。)</p>	<p>(ii) 重大事故等対処施設 (再処理施設への人の不法な侵入等の防止、……は、(i)安全機能を有する施設に記載) 重大事故等対処施設は、……</p>